

議員提出議案第 4 号

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 22 年 2 月 18 日

提出者	1 0 番	おりかさ 明実	1 1 番	中 江 秀 夫
	1 2 番	渡 辺 キヨ子	3 1 番	三小田 准 一
	3 2 番	中 村 しんご		

葛飾区議会議長 舟 坂 ちかお 殿

（提案理由）

低所得者層の区民税を軽減する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別区税条例の一部を改正する条例

葛飾区特別区税条例（昭和 39 年葛飾区条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前年の合計所得金額が 60 万円以下の者

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の葛飾区特別区税条例第 36 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 22 年度以後の年度分の特別区民税について適用し、平成 21 年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。